

鳥取大学乾燥地研究センター 民間等共同利用・共同研究募集案内

鳥取大学乾燥地研究センターは、平成21年6月に共同利用・共同研究拠点「乾燥地科学拠点」として文部科学大臣より認定を受け、これまで本センターの共同利用施設・設備を活用して国内外の研究者と多様な共同研究を行ってきました。

本拠点のこれまでの研究成果や国際学術ネットワーク等の研究資産を基盤として、民間企業等の研究者が、鳥取大学共同研究取扱規則に基づき、乾燥地科学に関する共通の課題について本拠点と行う共同研究を下記のとおり募集します。

なお、本センターは、原則として当該研究を共同利用・共同研究拠点の活動として位置付けます。

記

1. 受入手続

① 受入教員との事前打合わせ

共同研究の受入手続にあたっては、別紙1のセンター受入教員と事前に打合わせを行ってください。受入教員が決まっていない場合は、鳥取大学産学・地域連携推進機構コーディネーターとのマッチング相談もご利用ください。

② 申込み

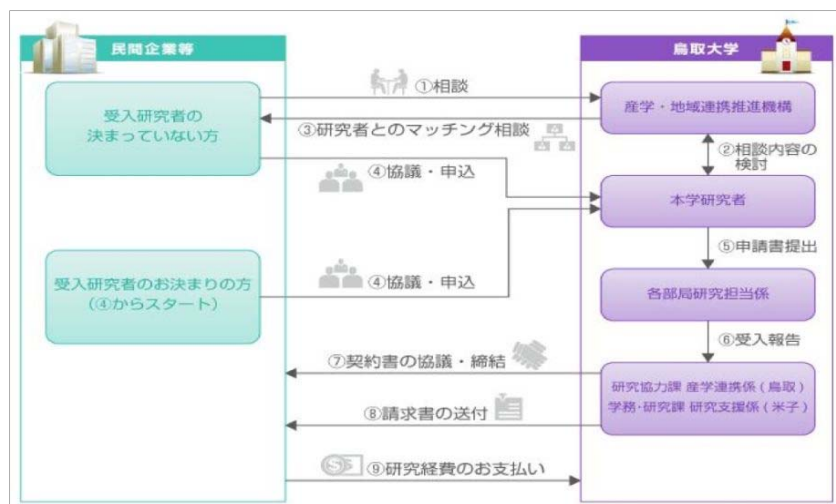
受入教員との打合わせ後、別紙2「共同研究申込書」を受入教員を通じて、乾燥地研究センター担当係までご提出ください。

③ 受入決定

乾燥地研究センターにおいて申込み内容等を勘案し、受入を決定します。

④ 契約締結

受入決定後は、担当部署（研究協力課産学連携係）より共同研究契約の協議・締結についてご連絡いたします。契約締結後、研究経費をお支払いいただき、研究開始となります。



2. 研究期間

研究期間に特に制限はなく、複数年締結することが可能です。共同研究が複数年にまたがる場合は、具体的な年次計画を策定し、受入教員と十分に打合わせを行ってください。

3. 研究経費

ご負担いただく研究経費は①直接経費、②間接経費、③研究料（研究員を派遣される場合のみ）となります。原則として、契約書締結後、30日以内に納付していただくこととなります。また、研究期間が複数年になる場合は、分割納付も可能です。

- ① 直接経費・・・研究の遂行上、直接必要となる経費
- ② 間接経費・・・研究遂行に関連し、直接経費以外の必要な経費
※直接経費の10%相当
- ③ 研究料・・・共同研究において研究員を派遣される場合の受入費用
※1名につき年額43万2千円

4. 各種様式等

- 別紙2「共同研究申込書・記入例」
- 別紙3「共同研究契約書雛形」
- 別紙4「鳥取大学共同研究取扱規則」

5. 研究成果の公表

共同研究による研究成果は、原則公表となります。また、公表の時期・方法については、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、契約書等で適切に定めることとなります。

6. 知的財産権の取扱い

知的財産権及びその他の取扱いについては、鳥取大学共同研究取扱規則において定めるところによります。

7. 本件担当・問い合わせ先

○受入について

〒680-0001 鳥取市浜坂 1390
鳥取大学 乾燥地研究センター共同利用係
E-mail : j_research@alrc.tottori-u.ac.jp
TEL : 0857-23-3411 / FAX : 0857-29-6199

○マッチング相談について

〒680-8550 鳥取市湖山町南 4-101
鳥取大学 産学・地域連携推進機構（研究協力課総務係）
E-mail : ken-somu@adm.tottori-u.ac.jp
TEL : 0857-31-5609 / FAX : 0857-31-5571

別紙1 平成28年度 乾燥地研究センターの受入教員・研究部門・専門分野、研究内容及び連絡先一覧

研究部門	教員	専門分野	研究内容	ダイヤルイン	メールアドレス ...@alrc.tottori-u.ac.jp
総合的砂漠化対処部門	教授 恒川 篤史	保全情報学	乾燥地における植物生産及び生態系変化のモニタリングとモデリング	0857(21)7036	tsunekawa
	准教授 黒崎 泰典	ダスト気候学	ダスト(黄砂)の時間空間分布。風、土壌・地表面状態とダスト発生(風食)の関係	0857(21)7032	kuro
	准教授 小林 伸行	国際開発協力	途上国の乾燥地における農業・農村開発に関する国際協力	0857(21)7235	kobayashi.nobuyuki
環境保全部門	教授 山中 典和	緑化学	乾燥地における植物の生態学と生態系の修復	0857(21)7039	yamanaka
	准教授 谷口 武士	微生物生態学	乾燥地で生育する植物共生微生物の生態学と生態系修復	0857(21)7038	takeshi
	准教授 木村 玲二	気象学	大気境界層内における気象現象の観測と物理的解明	0857(21)7031	rkimura
	准教授 安田 裕	水文学	乾燥地の水圏環境の評価	0857(21)7033	hyasd
	助教 伊藤 健彦	動物生態学	大型野生動物の生態学及び絶滅危惧種や生物多様性の保全	0857(30)0217	ito
農業生産部門	教授 辻本 壽	分子育種学	遺伝子および染色体工学的手法による乾燥耐性作物系統の育種	0857(21)7213	tsujim
	教授 藤巻 晴行	乾燥地灌漑排水学	節水灌漑、ウォーターハーベスティングと塩類集積対策	0857(21)7040	fujimaki
	准教授 安 萍	植物生理生態学	乾燥地における農業生産の向上および植生の回復	0857(21)7035	an.ping
	助教 岡本 昌憲	植物分子生物学	分子生物学的手法、遺伝子工学、化学的手法による乾燥耐性植物の創出	0857(21)7283	okamo
	助教 Eltayeb Habora Amin Elsadig	植物遺伝子工学	遺伝子探索と遺伝子工学技術による乾燥地作物の遺伝的改良	0857(21)7252	amin

共同研究申込書

鳥取大学乾燥地研究センター長 殿

年 月 日

〒
住 所
民間機関等の名称
代表者氏名

印

鳥取大学共同研究取扱規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目								
研究目的及び内容 (期待される効果・結果)								
研究組織 (研究代表者には氏名に※印を, 民間等共同研究員には氏名に◎を付すこと。)	氏名		所属機関・部局・職			役割分担		
	鳥取大学							
	民間機関等							
研究期間	契約締結日から 年 月 日							
実施計画								
当該年度研究に要する経費の負担額 (消費税及び地方消費税を含む)	直接経費							円
	研究料							円
	間接経費							円
	合計							円
複数年度契約の場合の経費負担額等	一括納付・分割納付(いずれかを○で囲む)							
	年度	年度	年度	年度	年度			
	負担額	千円	千円	千円	千円			
研究実施場所(施設)及び設備	区分	施設の名 称			設 備			
					名 称			数 量
	鳥取大学						一式 一式	
民間等								
担当コーディネーター								
情報公開	民間機関等の名称(可・否)							
事務連絡先	機 関 名	担当課・係名		担当者名		電話・E-mail		

- ※1 「研究料」欄には、民間機関等からの受入研究員1名につき432,000円をご記載ください(受入研究員なしの場合には不要)。
- ※2 「間接経費」の額は、「直接経費」×10%となります。
- ※3 「研究題目」は、原則として情報公開の対象となります。

別紙様式第1号(第4条関係)

共同研究申込書 (記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取大学[研究代表者の所属部署長] 殿

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇県〇市〇町〇番地
 民間機関等の名称 株式会社〇〇
 代表者氏名 代表取締役 〇〇

鳥取大学共同研究取扱規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

コメント [m1]: 役職名の記入、押印をお願いします。

記

研究題目	〇〇〇〇の〇〇〇〇に関する研究			
研究目的及び内容 (期待される効果・結果)	〇〇〇〇を目的として〇〇〇〇に関する研究を行う。この研究では新たに〇〇を行うことにより〇〇の改善が期待できる。			
研究組織 (研究代表者には氏名に※印を、民間等共同研究員には氏名に◎を付すこと。)	氏名	所属機関・部局・職		役割分担
	鳥取大学	※〇〇 〇〇	〇〇学部 教授	研究の統括(例)
	民間機関等	〇〇 〇〇	株式会社〇〇〇〇 〇〇部 主任	〇〇に関する研究(例)
研究期間	契約締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日			
実施計画	〇〇の分析(大学) 〇月~〇月、〇〇の調査(企業) 〇月~〇月 研究打合せ 〇、〇月、最終報告会〇月			
当該年度研究に要する経費の負担額 (消費税及び地方消費税を含む)	直接経費	〇,〇〇〇千円		
	研究料	〇〇〇千円		
	間接経費	〇〇〇千円		
	合計	〇,〇〇〇千円		
複数年度契約の場合の経費負担額等	一括納付(分割納付(いずれかを○で囲む))			
	年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	年度
	負担額	〇〇〇千円	〇〇〇千円	千円
研究実施場所(施設)及び設備	区分	施設の名称	設備	
			名称	数量
	鳥取大学	鳥取大学〇〇学部	〇〇分離器(例)	1
民間等	株式会社〇〇 〇〇部	〇〇分析装置(例)	1	
担当コーディネーター	〇〇 〇〇			
情報公開	民間機関等の名称(可・否)			
事務連絡先	機関名	担当課・係名	担当者名	電話・E-mail
	株式会社〇〇	〇〇部〇〇課 〇〇係	主任 〇〇 〇〇	Tel:〇〇-〇〇〇〇 E-mail:〇〇〇〇

コメント [m2]: 実際に研究を開始できるのは、原則として研究経費が納付された日からです。

コメント [高橋3]: 研究員(大学にて研究を行う民間機関等の研究者)がある場合のみ、ご記入ください。一人につき 432 千円/年

コメント [m4]: 間接経費の額は直接経費の 10% です。小数点以下は四捨五入してください。

コメント [m5]: 共同研究をマッチングに際して、本学コーディネーターが関与した場合には、担当コーディネーター名をご記入ください。

コメント [m6]: メールアドレスもご記入ください。

※1 「研究料」欄には、民間機関等からの受入研究員 1 名につき 432,000 円をご記載ください(受入研究員なしの場合には不要)。
 ※2 「間接経費」の額は、「直接経費」×10%となります。
 ※3 「研究題目」は、原則として情報公開の対象となります。

共同研究契約書（案）

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権

- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第 1 項第二号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第 1 項第二号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第 1 に掲げる者及び本契約第 3 条第 3 項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第 1 及び本契約第 3 条第 3 項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。
- 6 本契約書において「乙の指定する者」とは、乙と会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の親会社又は子会社の関係にある会社又は乙自らの事業のために製造を委託する者等を指し、乙から甲に書面により通知された者をいう。

（共同研究の題目等）

第 2 条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

（1）研究題目

○○○○○

（2）研究目的及び内容

○○○○○

（3）研究期間

本契約締結日から平成○○年○○月○○日まで

（4）研究実施場所

国立大学法人鳥取大学及び○○○○

（共同研究に従事する者）

第 3 条 甲及び乙は、それぞれ別表第 1 に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（実績報告書の作成）

第 4 条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から 30 日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第 5 条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して 10 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第 6 条 甲及び乙は、それぞれ別表第 2 に掲げる研究経費を負担するものとする。

(研究経費の納付)

第 7 条 乙は、別表第 2 に掲げる乙に係る研究経費を国立大学法人鳥取大学出納責任者の発する請求書により、本契約締結日より起算し 30 日以内に納付しなければならない。

2 乙は所定の支払期限までに前項の研究経費を納付しないときは、支払期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年 5% の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経理)

第 8 条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第 9 条 別表第 2 に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第 10 条 甲及び乙は、別表第 3 に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第 3 に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第 11 条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第 12 条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第 7 条第 1 項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第 10 条第 2 項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第 13 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。

2 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。

ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

4 乙は、本共同研究の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途定めるものとする。

(外国出願)

第 14 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下、「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上、行うものとする。

(優先的实施)

第 15 条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第 13 条第 3 項の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第 2 項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから 10 年間優先的に実施させることを許諾する。

2 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙及び乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから 10 年間優先的に実施させることを許諾する。

3 甲は、乙又は乙の指定する者から前 2 項に規定する優先的に実施させる期間（以下、「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第 16 条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第 1 項及び第 3 項に規定する優先的实施期間中その第 2 年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して 2 年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第 2 項及び第 3 項に規定する優先的实施期間中その第 2 年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前 2 項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、乙以外の第三者に実施許諾しない。

(持分の譲渡等)

第 17 条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を乙に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

(実施料)

第 18 条 甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

3 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(特許料等)

第 19 条 共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は、乙が負担するものとする。

(情報交換)

第 20 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後（又は本共同研究中止後）、相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より提供又は開示を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第 1 の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より提供又は開示を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面に

より事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 3 前2項の有効期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後（又は研究中止後）5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の取扱い）

- 第22条 甲及び乙は、本共同研究完了の翌日から起算し6ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表もしくは公開すること（以下、「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下、「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の90日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
 - 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後30日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしないといけない。公表希望当事者は、発表もしくは公開により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
 - 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

- 第23条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とするすることができる。
- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
 - 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
 - 4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第13条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

第 24 条 甲は、乙が第 7 条第 1 項に規定する乙に係る研究経費を所定の支払期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 30 日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 25 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙もしくは研究担当者及び研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第 26 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第 4 条及び第 5 条、第 12 条から第 23 条、第 25 条及び第 28 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 27 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴は、甲を所在地とする鳥取地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

鳥取県鳥取市湖山町南 4-101

国立大学法人鳥取大学

学 長 豊島 良太

(乙)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○

別表第1 (第3条関係)

区分	氏名	所属機関・所属部局・職名	本研究における役割
甲	※	国立大学法人鳥取大学・・・	研究の統括
乙	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※印は、大学における研究代表者

別表第2 (第6条、第7条、第9条関係)

研究経費				合計
区分	直接経費	間接経費	研究料	
甲	一円	一円	一円	一円
乙	〇〇〇〇円	〇〇〇円	(〇〇〇)円	〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円)

別表第3 (第10条関係)

区分	施設の名称	設備	
		名称	規格 数量
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
乙	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

○鳥取大学共同研究取扱規則

昭和60年12月11日
鳥取大学規則第25号

(趣旨)

第1条 鳥取大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の役員及び職員(以下「教職員」という。)が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究
 - 二 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、原則として、民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
- 2 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。
 - 3 この規則において「研究代表者」とは、本学の教職員で、共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
 - 4 この規則において「部局」とは、事務局、各学部、各研究科、医学部附属病院、乾燥地研究センター、大学教育支援機構、各学内共同教育研究施設及び保健管理センターをいう。
 - 5 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。ただし、事務局にあっては、研究担当理事をいう。
 - 6 この規則において「研究成果」とは、当該共同研究に基づき得られたもので、第13条第3項に定める実績報告書で成果として確定された当該共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
 - 7 この規則において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第33号)に規定する育成者権及び著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける地位並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 三 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、民間機関等と協議の上、特に指定するもの

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に限り受け入れるものとする。

(共同研究の申込み)

第4条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、別紙様式第1号の共同研究申

込書を研究代表者の所属する部局長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、部局長が決定する。

2 部局長は、共同研究の受入れを決定したときは、学長及び民間機関等の長に通知するものとする。

(契約の締結等)

第6条 学長は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに民間機関等と共同研究契約を締結するものとする。

2 学長は、共同研究契約を締結したときは、速やかにその旨を部局長に通知するものとする。

(研究料)

第7条 民間等共同研究員の研究料の額は、年額42万円とし、月割計算はしないものとする。

2 前項の研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに当該民間機関等から徴収するものとする。

3 既納の研究料は、返還しない。

4 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

(共同研究に要する経費)

第8条 本学は、共同研究を行うに当たって、その施設、設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設、設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行のため、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費(以下「間接経費」という。)を負担するものとする。

3 間接経費の額は、直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。

4 前2項の規定にかかわらず、申込者が国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方公共団体又は鳥取大学発ベンチャー(鳥取大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則(平成20年鳥取大学規則第85号)により大学発ベンチャーの認定を受けたものをいう。)であって財政事情で間接経費が負担できない場合、又は本学が産学連携を目的として公募した共同研究の場合で、学長が特例として、やむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

5 本学は、第2項の規定にかかわらず、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部又は全部を負担することができる。

(設備等の取扱い等)

第9条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 本学は、共同研究遂行上必要な場合には、民間機関等から、その所有に係る設備を受け入れることができる。

3 前項の規定により受け入れた設備は、共同研究が完了したときは、その時点の状態で民間機関等に返還するものとする。

4 民間機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を本学に搬入することが困難な場合には、研究遂行上必要な限度内で、当該設備が所在する施設で

の研究を行うことができる。

(研究場所)

第10条 部局長は、研究代表者からの申出により、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、当該共同研究に係る教職員に、当該民間機関等において研究を行わせることができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、速やかに部局長に申し出るものとする。

2 部局長は、前項の申出が共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、民間機関等の長と協議の上、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長することを決定するものとする。

3 部局長は、前項により受託研究の中止又は期間の延長を決定したときは、速やかにその旨を学長に通知するものとする。

4 学長は、前項の通知を受けたときは、当該契約を解除し、又は変更するものとする。

5 第6条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第12条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、民間機関等が負担した既納の研究経費の額に不用が生じ、民間機関等の長から不用となった額の返還請求があった場合には、返還するものとする。

2 研究期間の延長により、民間機関等が負担した既納の研究経費の額に不足が生じるおそれがある場合は、研究経費の負担について民間機関等と協議するものとする。

3 共同研究を中止した場合の第9条第2項の規定により民間機関等から受け入れた設備の取扱いについては、同条第3項の規定を準用する。

(進行状況の把握等)

第13条 部局長及び民間機関等は、共同して、共同研究の進行状況の把握を行うものとする。

2 研究代表者及び民間機関等は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催する等、進行状況について報告を行うとともに、進行その他について協議するものとする。

3 研究代表者及び民間機関等は、共同研究実施期間中に得られた研究成果について、実績報告書を取りまとめるものとする。

(研究完了報告)

第14条 研究代表者は、当該研究が完了したときは、速やかに別紙様式第2号の共同研究完了報告書により部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、学長にその旨を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第15条 共同研究による研究の成果は、公表を原則とする。

2 共同研究の成果の公表の時期、方法について、必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、民間機関等と協議の上、契約書等において適切に定めるものとする。

(特許出願)

第16条 研究代表者は、共同研究の結果、その成果が発明に該当すると認めるときは、部

局長を経由して、速やかに学長にその旨届け出るものとする。

- 2 学長又は民間機関等の長は、本学の教職員又は民間等共同研究員が共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。
- 3 学長及び民間機関等の長は、本学の教職員及び民間等共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、それぞれの持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。
- 4 学長は、前項本文の規定により共同出願契約を締結する場合は、当該教職員が当該民間等共同研究員と合意予定の持分案について、あらかじめ鳥取大学発明規則(平成17年鳥取大学規則第117号)第3条に規定する発明委員会に諮るものとする。

(特許権等の実施)

第17条 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「本学が承継した特許権等」という。)を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を民間機関等の同意を得て民間機関等の指定する者又は学長の指定する者に対し、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。
- 3 前2項の規定における優先的実施の期間については、公共性、公平性を著しく損なわないことなどについて考慮の上、必要に応じて更新することができる。
- 4 第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が本学が承継した特許権等を、第2項の場合において、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的実施の期間中その一定期間(学長と民間機関等の長が協議して定める期間)を超えて正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、学長は、民間機関等及び民間機関等の指定する者及び学長の指定する者以外の者に対し、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 5 学長は、第1項、第2項又は前条の規定により、本学が承継した特許権等若しくは共有に係る特許権等の実施を許諾したとき、又は共有に係る特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第18条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前2条の規定に準じて取り扱うものとする。

(秘密保持)

第19条 学長及び民間機関等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができる。

(受入実績の報告)

第20条 部局長は、毎事業年度の共同研究の受入れ実績について、別に定める共同研究受入れ実績報告書とその翌年度の5月15日までに学長に提出するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長又は部局長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和60年12月11日から施行する。

附 則(昭和62年4月14日鳥取大学規則第26号)

この規則は、昭和62年4月14日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成元年4月12日鳥取大学規則第28号)

この規則は、平成元年4月12日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成元年6月7日鳥取大学規則第48号)

この規則は、平成元年6月7日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則(平成元年7月5日鳥取大学規則第58号)

この規則は、平成元年7月5日から施行し、第2条から第5条までの規定による改正後の鳥取大学防災管理規則、鳥取大学受託研究取扱規則、鳥取大学共同研究取扱規則及び鳥取大学購入物品機種選定取扱規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年9月12日鳥取大学規則第45号)

この規則は、平成2年9月12日から施行する。

附 則(平成7年3月8日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月30日鳥取大学規則第34号)

この規則は、平成9年4月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年4月9日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平成11年3月10日鳥取大学規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月8日鳥取大学規則第56号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。ただし、平成11年9月30日以前の受入れに係る短期大学の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成13年1月5日鳥取大学規則第2号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月31日鳥取大学規則第36号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月11日鳥取大学規則第66号)

この規則は、平成14年12月11日から施行する。

附 則(平成15年4月9日鳥取大学規則第35号)抄

- 1 この規則は、平成15年4月9日から施行し、改正後の鳥取大学将来構想委員会規則等の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月24日鳥取大学規則第153号)

この規則は、平成16年5月24日から施行し、改正後の鳥取大学共同研究取扱規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日鳥取大学規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月11日鳥取大学規則第71号)

この規則は、平成19年4月11日から施行し、改正後の鳥取大学共同研究取扱規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年5月9日鳥取大学規則第75号)

この規則は、平成19年5月9日から施行する。

附 則(平成20年7月1日鳥取大学規則第86号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年1月13日鳥取大学規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月21日鳥取大学規則第96号)

この規則は、平成22年6月21日から施行し、改正後の鳥取大学共同研究取扱規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月18日鳥取大学規則第52号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

共同研究申込書

年 月 日

鳥取大学[研究代表者の所属部局長] 殿

〒
住 所
民間機関等の名称
代表者氏名

印

鳥取大学共同研究取扱規則を遵守の上、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研 究 題 目					
研究目的及び内容 (期待される効果・結果)					
研 究 組 織 (研究代表者には氏名に※印を, 民間等共同研究員には氏名に◎を付すこと。)	氏 名		所属機関・部局・職		役 割 分 担
	鳥 取 大 学				
	民 間 機 関 等				
研 究 期 間	契約締結日から 年 月 日				
実 施 計 画					
当該年度研究に要する経費の負担額 (消費税及び地方消費税を含む)	直 接 経 費				千円
	研 究 料				千円
	間 接 経 費				千円
	合 計				千円
複数年度契約の場合の経費負担額等	一括納付・分割納付(いずれかを○で囲む)				
	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
	負 担 額	千 円	千 円	千 円	千 円
研究実施場所(施設)及び設備	区 分	施 設 の 名 称	設 備		
			名 称	数 量	
	鳥取大学				
民間等					
担当コーディネーター					
情 報 公 開	民間機関等の名称(可・否)				
事 務 連 絡 先	機 関 名	担 当 課 ・ 係 名	担 当 者 名	電 話 ・ E-mail	

※1 「研究料」欄には、民間機関等からの受入研究員1名につき420,000円をご記載ください(受入研究員なしの場合には不要)。

※2 「間接経費」の額は、「直接経費」×10%となります。

※3 「研究題目」は、原則として情報公開の対象となります。

別紙様式第2号(第14条関係)

共同研究完了報告書

年 月 日

部局長 殿

研究代表者

所属

氏名

印

年 月 日をもって共同研究が完了したので報告します。

研究題目	
研究実施の方法, 経過等	
研究成果の概要	
研究成果の今後の活用等	
その他参考となる事項	